

# 常勤役員退職慰労金規程

## (総則)

第1条 この規程は(財)国際青少年研修協会の常勤役員(理事)が退任したときに支給する退職慰労金並びに甲慰金について定めまる。

## (退任の定義)

第2条 退任の時期は次の通りとする。

辞任  
任期満了  
解任  
死亡

## (理事会の決議)

第3条 退職慰労金は理事会の決議に従い、第4条の定め以内で会長が決定した額とする。

## (金額の算定)

第4条 次の計算式により計算した金額を上限とします。

役位係数 × 在任年数 × 単価

役位係数

会長	2.0
副会長	1.6
専務理事	1.4
常務理事	1.2
取締役	1.0
監査役	0.7

在任年数

1年未満は月割係数とし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる

単価

50万円

## (功労加算)

第5条 在任中の功績が顕著と認められた役員については前条により計算した金額の他に功労金として50%相当額を超えない範囲内で功労加算をすることができるとします。

## (甲慰金)

第6条 甲慰金は次の表を基準とし、職位・勤続・功績等を勘案し、その都度取理事会で審議して決定します。

業務上死亡の場合	年間報酬額の1 / 4 程度
業務外死亡の場合	年間報酬額の1 / 6 程度

(支給の時期)

第7条 退任後速やかに支給することとします。但しやむを得ない事由による時には支給時期を延期することがあります。

(死亡役員への支給方法)

第8条 役員は自己の死後、退職慰労金及び弔慰金を受け取る者を予め文書によって届け出ることができます。但し届出がない場合には死亡した役員の法定相続人の内、取締役会で相当と認めた者に支給することとします。

(非常勤役員の特例)

第9条 非常勤役員の退職慰労金及び弔慰金については、この規程によらず、別途取締役会で協議して決定します。

付則

この規程は1995年4月1日から施行する。